

返戻金制度について

A. Capital 株式会社

職業紹介事業許可番号：13-ユ-315273

対象者が入社の日より以下の期間内に自己都合により退職、もしくは本人の責に帰すべき事由により解雇された場合、当社は、求人者より支払いを受けた紹介手数料にそれぞれ以下に定める割合を乗じた金額を求人者に返還する。ただし、以下の条件は、実際に退職、解雇された日ではなく、対象者が退職を申出た日又は対象者に対して解雇を通知した日を基準とする。

- (1) 就業開始後1ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・80%払い戻し
 - (2) 就業開始後3ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・50%払い戻し
 - (3) 就業開始後6ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・10%払い戻し
 - (4) 就業開始後6ヶ月以降の自己都合退職又は解雇の場合・・・返還金なし
- 尚、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。